

出雲市子ども・若者ビジョン

平成24年10月1日

出 雲 市
出雲市教育委員会

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| I. ビジョン策定にあたって | 1 |
| II. ビジョンの根拠 | 1 |
| III. ビジョン期間 | 2 |
| IV. ビジョンの対象者及び年齢 | 2 |
| V. 子ども・若者を取り巻く現状と課題 | 2 |
| VI. 子ども・若者育成支援の方針 | 5 |
| 1. 基本理念 | 5 |
| 2. 基本方針 | 5 |
| 3. 子ども・若者自らが成長していくための心構え | 5 |
| 4. 子ども・若者育成支援の方策 | 6 |
| (1) 困難を抱える子ども・若者の育成支援 | 6 |
| 1) ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援 | 7 |
| 2) 障がい、発達障がいのある子ども・若者の支援 | 10 |
| 3) その他の様々な困難を抱える子ども・若者の支援 | 11 |
| (2) 子ども・若者の健やかな成長に資する社会環境の充実 | 12 |
| 1) 家庭の役割 | 13 |
| ①家庭教育の推進 | 13 |
| ②地域社会との交流 | 14 |
| ③行政サービスの活用 | 14 |
| 2) 地域社会の役割 | 15 |
| ①子どもたちの参画による地域活動の実施 | 15 |
| ②地域で子どもたちを見守り、育成する活動の推進 | 16 |
| 3) 事業者の役割 | 17 |
| ①ワーク・ライフ・バランスの実現 | 18 |
| ②事業者としての地域貢献 | 18 |
| 4) 市の役割 | 19 |
| ①総合的な育成支援 | 19 |
| ②学校教育の充実 | 20 |
| (3) 子ども・若者の非行対策・被害予防の取組 | 21 |
| 1) 非行防止と犯罪予防 | 21 |
| 2) 安全・安心な社会環境の整備 | 22 |
| (4) 子ども・若者の支援体制 | 23 |
| 1) 行政（市）の取組 | 24 |
| 2) 行政以外の取組 | 25 |
| 資料 子ども・若者育成支援推進法 | 27 |
| 出雲市子ども・若者支援協議会設置要綱 | 34 |
| 出雲市子ども・若者支援センターの設置及び運営に関する規則 | 37 |

I. ビジョン策定にあたって

子どもたちは「全市民のたからもの」。

21世紀出雲市青少年ネットワーク条例（平成17年出雲市条例第331号）では、山上憶良の歌 子等を思ふ歌

「うり 食はめば 子おもども思おもほゆ 栗は食はめば ましてしぬ 偲はゆ いづくより 来きたりしものぞ
眼まかなひ交ひに もとな かかりて 安やす寐いしなさぬ

銀しろがねも 金くがねも 玉たまも 何なにせむに 勝まされる宝たから 子しに及およかめやも」

を引用しながら、青少年の健やかな成長への市、市民のあり方を示してきました。

子どもたちが健やかに成長し、将来をたくましく生きる力と豊かな心を持った若者へと成長することは、すべての市民が願ってやまないところです。いつの時代でも、大人は、子どもや若者が成長する過程の中で手本となるように時にやさしく、時に厳しく育成・指導するとともに、温かく見つめ、激励してきたものです。

しかしながら、昨今の少子高齢化、核家族化の進展、就労形態の多様化等に伴い、子育て環境は激変し、家庭や地域の教育力が低下するとともに、子ども・若者の中には、命の尊厳の軽視や倫理観の欠如など社会生活を営む上で、自己の責任や自覚の不足が見られる状況にあります。

一方では、昨今の社会情勢や経済状況の大きな変化、有害情報の氾濫・・・こうした社会環境も影響し、ニート、ひきこもり、不登校等、子ども・若者が抱える問題・事象は複雑化、深刻化する傾向にあり、必ずしも子ども・若者をより良い方向へ導くものとはなっていない現状です。そうした中、国においては、子ども・若者を育成支援するため、子ども・若者育成支援推進法(平成21年7月8日公布、法律第71号)が制定され、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援の方針が示されたところです。

このような状況の中、本ビジョンは、家庭・地域社会・事業者・行政が子ども・若者を育成支援するために、それぞれの役割を自覚し、また具体的に行動を進めるための行動指針として策定するものです。

II. ビジョンの根拠

本ビジョンは、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき策定するもので、『国の「子ども・若者ビジョン」』及び『県の「しまね青少年プラン」』を勘案し、また、「21世紀出雲市青少年ネットワーク条例」（平成17年出雲市条例第331号）の規定及び第2期出雲市教育政策審議会による「出雲市における青少年育成施策について」の答申（平成22年6月15日）及び出雲市議会文教厚生委員会の提案（平成23年5月31日）を踏まえて策定するものです。

Ⅲ. ビジョン期間

このビジョンの期間は、平成24(2012)年度を初年度として、平成28(2016)年度までの5か年とします。

Ⅳ. ビジョンの対象者及び年齢

対象者；乳幼児から30歳代までの者

【本書における用語の定義】

子ども；乳幼児から中学生までの者

子ども・若者；乳幼児から青年期までの者

児童；小学生 生徒；中高校生

若者；高校生から青年期（30歳未満）

参考【国の「子ども・若者ビジョン」での定義】

子ども；乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者；思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

乳幼児；0歳から義務教育年齢に達するまでの者

学童；小学生の者

思春期の者；中学生からおおむね18歳までの者。子どもから若者への移行期として、施策により子ども、若者それぞれに該当する。

青年期の者；おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

ポスト青年期の者；青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

Ⅴ. 子ども・若者を取り巻く現状と課題

少子化の影響により若年層の人口が減少し社会問題化しています。そして、労働年齢期の若年層の地方から都市部への流出は、地方における人口減少（特に若年層）や少子化を招く要因にもなっています。全国的に出生数の減少が顕著である中、出雲市の出生数は平成18年度以降、1,500人台前後で推移している状況です（資料P4）。

また、子どもたちは、ゲーム等の室内遊びや個人での遊びなど放課後の過ごし方が変化してきています。こうしたことから異年齢間の交流が少なくなり、上下関係の構築など社会性の習得が難しい状況にあります。

生活様式の変化や核家族化の進展、就労形態の変化は、家庭教育にも影響をもたらしており、本来、家庭で行う生活習慣や社会習慣の教授が不十分となっている状況です。一方、地域社会においては、人々の価値観の多様化により、町内会（自治会）への加入率の低下等による地域力の低下、また、地域社会で子どもたちを育成しようとする教育力の低下が見受けられます。いつの時代においても、子どもたちは大人の姿を見、大人社会を反映した態度を示していくものであり、子ども・若者を取り巻く大人の役割として、家庭及び地域社会挙げて子育て支援を行っていくことがいっそう重要となっています。

家庭の役割として、保護者は、子どもの養育や家庭教育の第一義的責任があり、家庭教育はすべての教育の出発点であることを強く再認識する必要があります。しかし、就労形態の変化や日常における多忙感、子どもに対する親の関与の仕方の変化などで、親子のコミュニケーションやふれあいの時間が少なくなっている状況にあります。

学校の役割は、子どもたちに生きる力（確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康・体力）を身につけさせることにあります。しかし、家庭の教育力の低下や地域力の衰退は、家庭や地域社会が担うべき教育を学校に求める度合いを高め、それにより教員は多忙となり、子どもたちと向き合う時間の減少を招いています。学校は、家庭や地域社会、地域学校運営理事会と協働し、子どもたちを育成支援する本来の地域の学校となることが大切です。

また、地域に根ざす企業、事業所においては、地域社会や学校との協働や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を積極的に推進し、子ども・若者の活動や体験の支援に努める必要があります。

一方、困難を抱える子ども・若者の現状を見ると、義務教育課程の児童生徒では、不登校などや学校生活に適應しきれない児童生徒が増加し、また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等の発達障がい児（者）は増加傾向にあります。出雲市においては、特別な支援が必要な児童生徒が全体の6.5%（平成24年5月現在）という状況にあります。また、近年の経済状況が影響し、経済的に困窮している家庭は増加してきています。厳しい経済状況下での家庭教育や養育力不足は、不登校、いじめ・問題行動、虐待等の問題を引き起こす要因となることも懸念されます。

義務教育修了後の子ども・若者の状況をみると、平成23年度市内中学校卒業生の内、進学・就職のいずれもしていない若者が8人、また、高校の平成23年度の中途退学者が公立校で148人（中途退学率0.90%）、私立校で116人（同2.87%）、不登校が公立校で319人（不登校生徒率2.00%）、私立校で112人（同2.78%）となっています。これら義務教育修了後、就学・就職していない子ども・若者の実態把握は難しいことから支援することも困難な状況となっています。

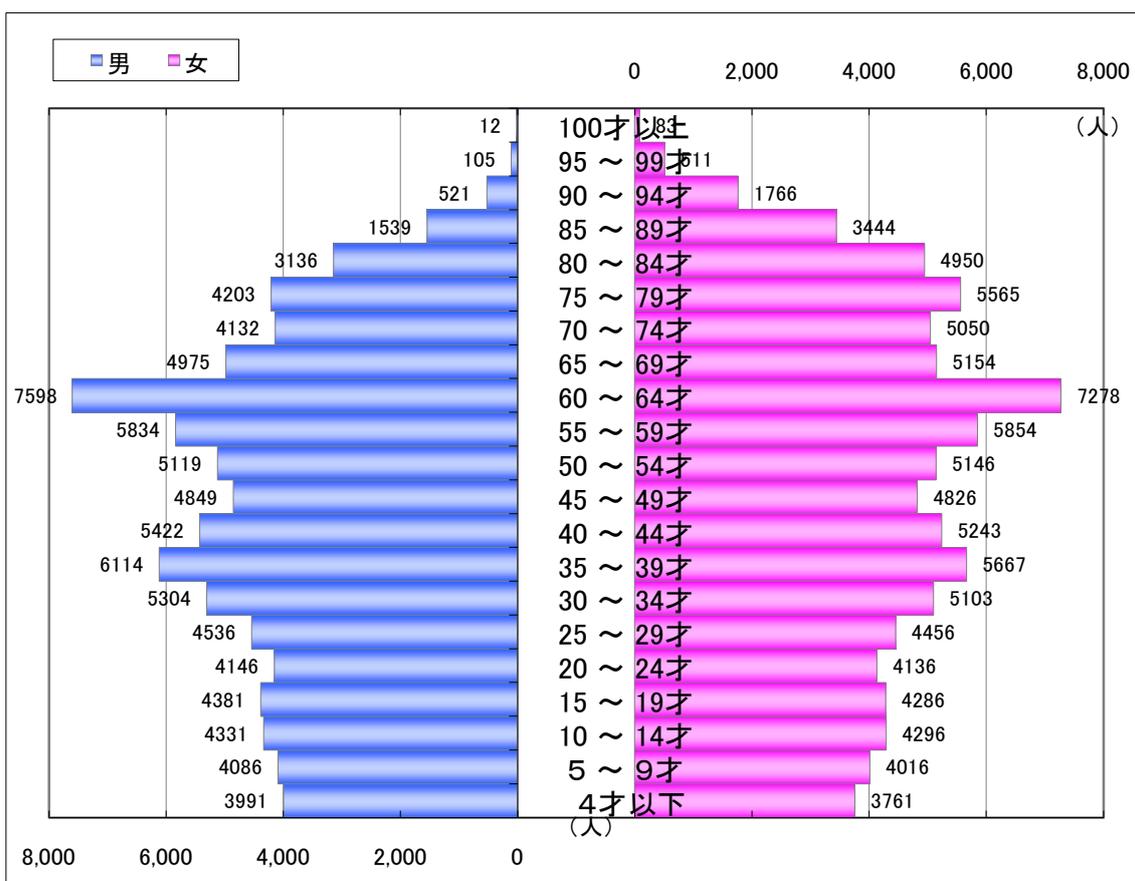
ひきこもりの状況についても実態把握は難しく、内閣府の「ひきこもりに関する実態調査」（平成22年2月、15歳～39歳を対象）では、ひきこもりの出現率は1.79%と推計されており、出雲市にあてはめれば、800人余りの若者が「ひきこもり」状態にあ

るといえます。

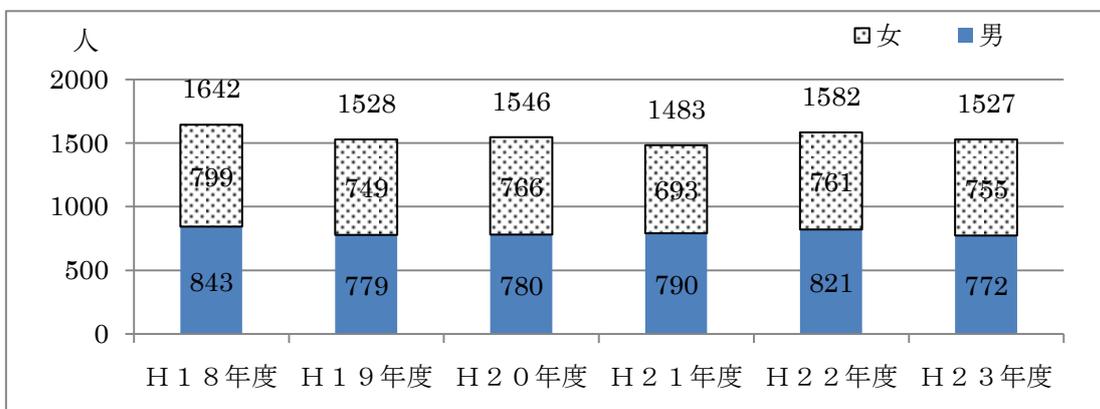
出雲市の子ども・若者に関する相談状況は、平成18年度の1,763件をピークに減少し、平成21年度は1,099件であったものが、平成22年度は1,585件、平成23年度は1,787件と増加し、特に20歳代の相談者が増加しています。

こうした困難を抱える子ども・若者の育成・支援を行政・地域社会挙げて取り組むことが大切となっています。

出雲市総人口ピラミッド（平成24年4月末現在）



出雲市の出生者数の推移



VI. 子ども・若者育成支援の方針

1. 基本理念

子ども・若者一人一人が自立の精神と社会の構成員としての認識をもち、一方、家庭や地域社会などは子ども・若者を尊重し、共に支えあう社会の構築に努めます。

子ども・若者は、自ら研鑽し、地域社会を支えることを自覚することが大切です。

家庭や地域社会に見守られ、支えられて成長した子ども・若者たちは、家庭や地域社会を支える存在となります。そして、次代を担う地域社会の中心的一員となることが期待されます。

そうした子ども・若者が育つように、家庭、地域社会、事業者、行政は、共に子ども・若者一人一人と向き合い、支えあいながら、社会を構築する主体となるよう育成支援に努めていきます。

2. 基本方針

子ども・若者自らが切磋琢磨し、健やかに成長することを支援する地域社会の構築を目指して、基本理念の実現に向けた方針を以下のとおりとします。

1. 子ども・若者自らが社会の担い手としての自覚と責任感をもち、自らが成長していくこと
2. 子ども・若者の意思や権利が保障かつ尊重され、一人一人に応じた支援を受けられること
3. 困難を抱える子ども・若者の立ち直りを支援し、子ども・若者が社会の一員として受け入れられること
4. 家庭・地域社会・事業者・行政が協力し、子ども・若者を支えること

3. 子ども・若者自らが成長していくための心構え

18歳未満の子ども・若者は、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」にもあるように、固有の権利を有することが認められています。大人たちは、こうした子ども・若者の意見の表明や社会活動への参加などの権利を守り、そして、生き生きと健康に育つための育成支援及び子ども・若者が主体的に取り組むための支援を行っていく必要があります。しかしながら、子ども・若者自身も、権利の保障を主張するだけでなく、進んで権利を行使し、一方では自らを成長させ、社会の一員として貢献できるよう自己研鑽し、自己を

高める努力をしていく必要があります。

家庭、地域社会、事業者、行政は、子ども・若者が主体的な行動等をもって成長できるような舞台を積極的に設け、意思表示・参画を支援する必要があります。子ども・若者は、自らが次代を担い、社会を構築する者であることを自覚し、社会の担い手として自ら活動し、自らを成長させ、社会の一員としての役割を認識していく必要があります。

そのためにも、次のような行動目標を掲げ、社会的義務を果たし、社会に貢献できる大人に成長していくことを期待します。

【行動目標】

1. 家庭や地域社会の中で、基本的な生活習慣、家庭や社会のルールを身に付け、守りましょう。
2. 家庭や地域社会の健やかな成長や将来への期待を自覚し、社会生活を営む上での責務と自身の行動に責任を持ちましょう。
3. 自ら学び、自ら考え、自ら行動するなど、自らの能力を高めるため、自己研鑽に努めましょう。
4. 自身が成長し、自立していくためにも、他者へのいたわりの心、生命の大切さ、人間の尊厳を重んじましょう。

4. 子ども・若者育成支援の方策

子ども・若者は、人として育ち、学び、生活をしていくために様々な権利を有しています。しかしながら現在の社会においては、権利の行使に伴う義務があることを忘れがちです。子ども・若者には、そうした権利と義務を正しく教え、自らが研鑽努力し、生きる力を熟成させるよう導いていくことが必要です。

また、子ども・若者は、社会を構築する一員として、自ら社会に関わり、参画し、大人たちのパートナーとして成長していくことが大切です。大人たちの役割は、近未来の社会を支える現在の子ども・若者を温かく迎え、受け入れ、成長への投資を行うことです。

子ども・若者及び育成支援する大人たちは共に以下の取組に積極的に参画し、協働し、充実させることにより、子ども・若者の安全と安心を守る取組を行う必要があります。

(1) 困難を抱える子ども・若者の育成支援

社会環境の変化や有害情報が氾濫する中で、子ども・若者が置かれている状況は悪化しています。特に、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者は、それぞれ置かれている状況や困難性に大きな違いがあり、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を抱える者、障がいや発達障がいがある者、虐待や犯罪被害者、帰国子女、外国籍の者など、

困難な要因は広範多岐にわたることから、それぞれに適した支援を行っていく必要があります。

子ども・若者が抱える困難性を充分把握・理解し、安心して相談ができ、支援が受けられる体制・システムを構築し、個々にあった適切な育成支援を行うとともに、その家族への支援も行っていく必要があります。

そのためにも、「発見」「相談」から「支援」へとつなぐ取組の充実を図っていきます。

1) ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

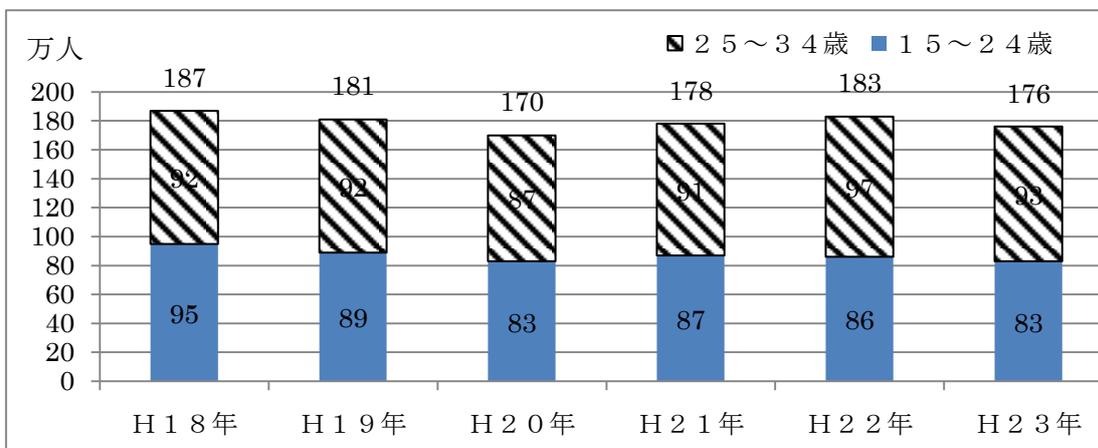
義務教育期間中においては、学校や各種機関等による指導及び支援が行われているところですが、この期間中の出雲市の不登校数は平成23年度で小学生70人(0.69%)、中学生168人(3.33%)、計238人(1.57%)という状況で、ここ数年、高止まりの傾向にあります。

一方、ひきこもり実数に関しては把握しきれない状況ですが、国の調査から推計すると多数存在することが想定されます。ひきこもりの若者は、社会との関わりが希薄なることにより、適応障がい等をひきおこす場合もあります。早期の対応のためにも専門の医療機関等での治療を勧めるなど、保護者や支援者が連携を取りながら支援をしていくことが大切です。

ニート、ひきこもり、不登校等の現状を踏まえ、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう各種専門機関が連携し、総合的に相談・支援を行っていく必要があります。

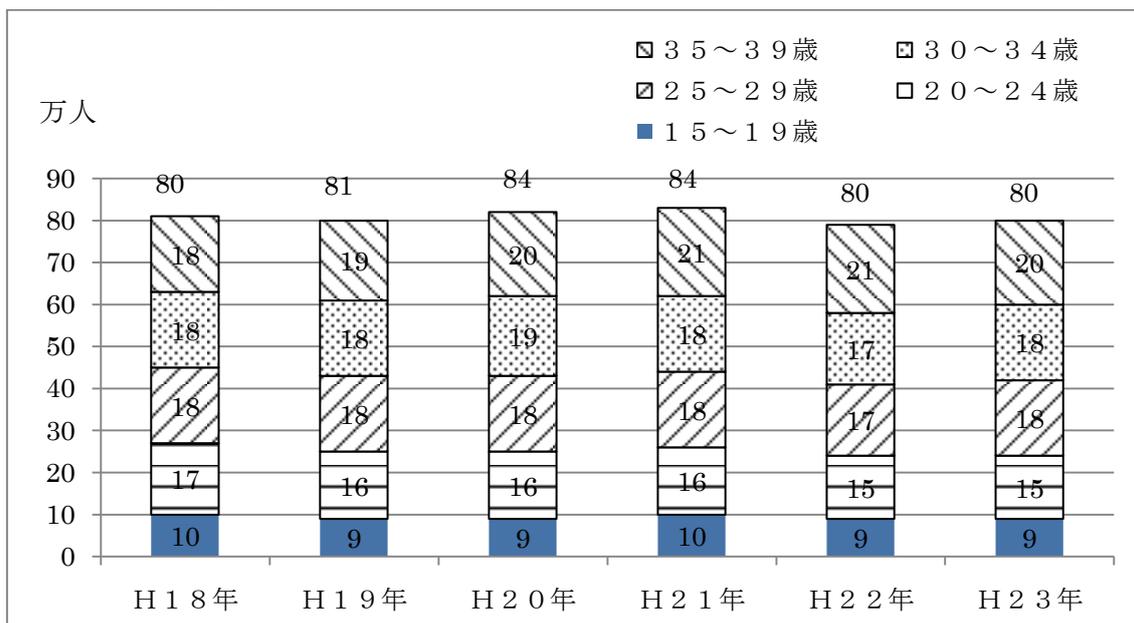
困難を抱える子ども・若者やその家族などの相談・支援の総合相談窓口として、「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、面接相談や訪問相談(アウトリーチ)、また、各種の活動支援を行うとともに、事象に応じて「出雲市子ども・若者支援協議会」を構成する各種専門機関と連携しながら、個々にあった支援方法を共に探していきます。

フリーター数の推移(全国)



※総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

若年無業者数の推移（全国）

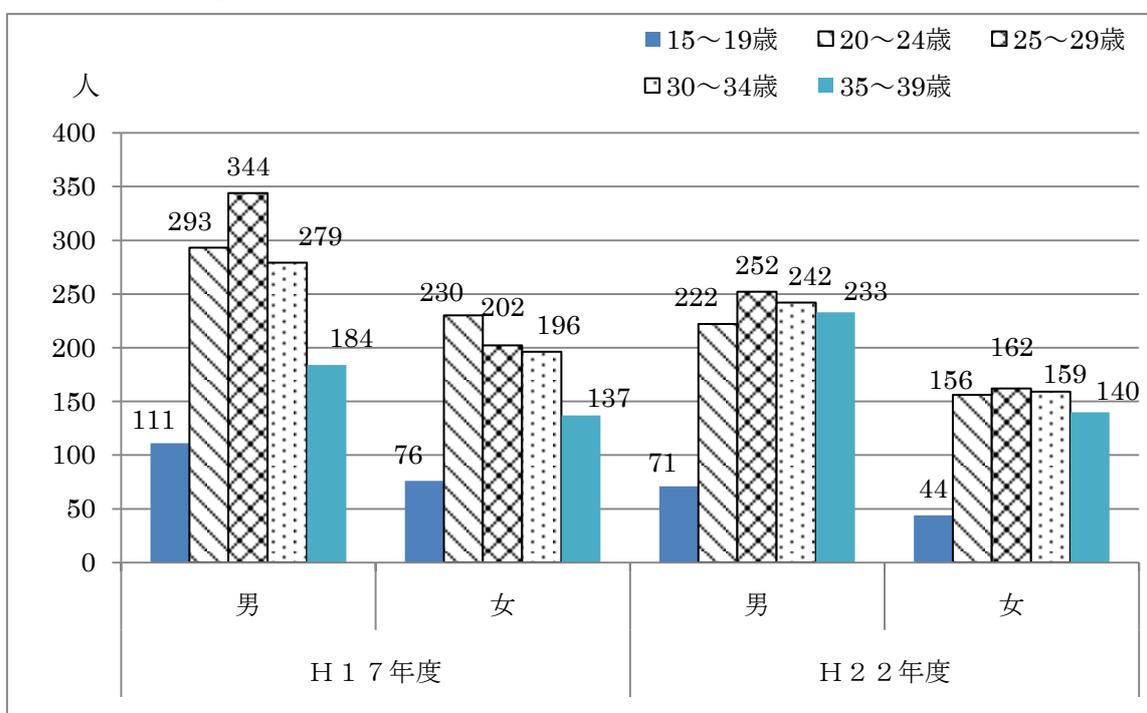


（注）若年無業者については、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

（注）年齢別数の内訳を四捨五入しているため、合計と合わない。

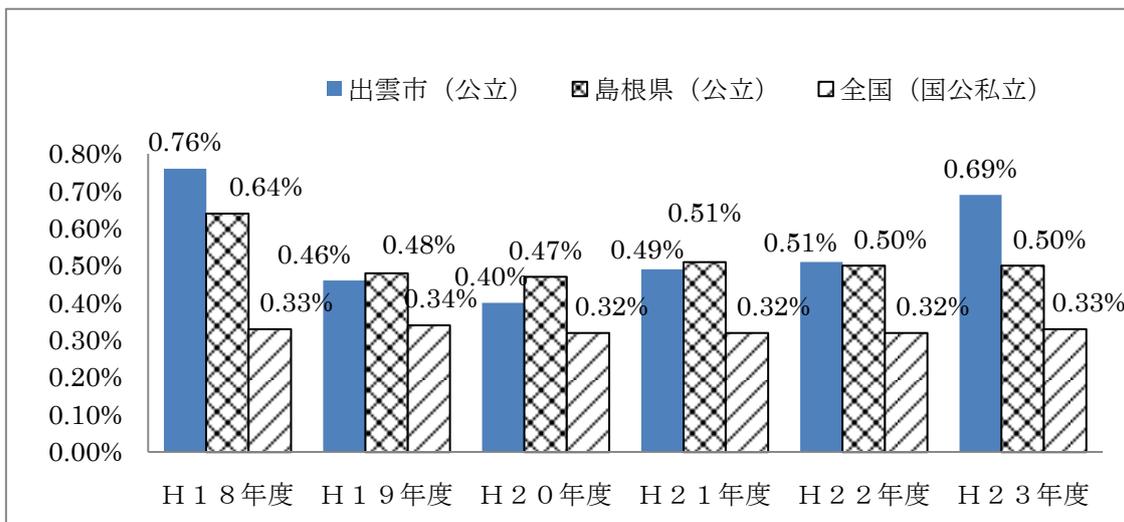
※総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

若年無業者数の推移（出雲市）

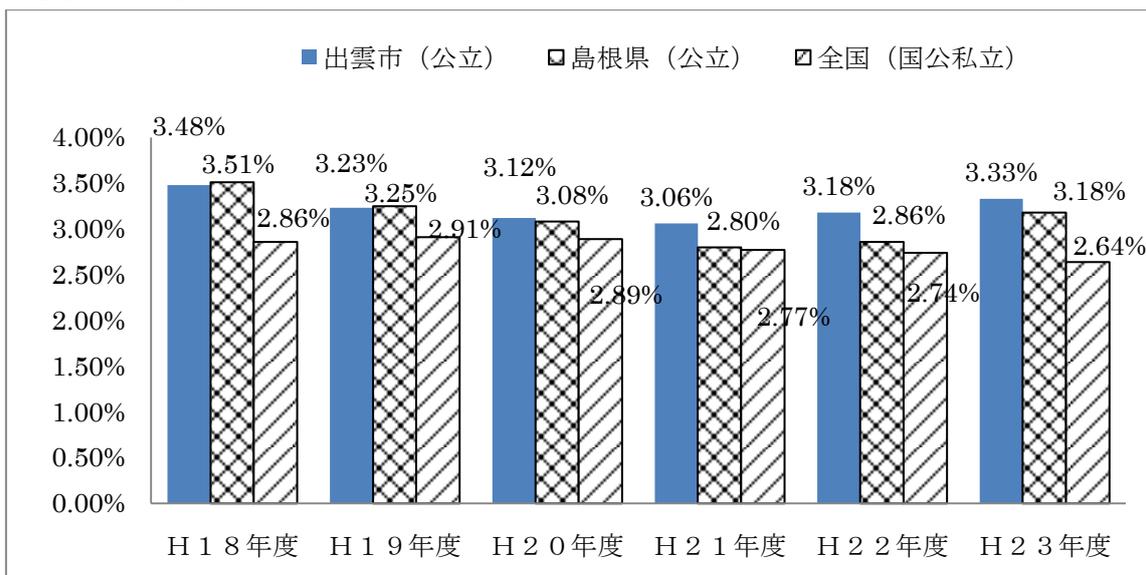


※国勢調査

小学校の不登校率（年間30日以上）



中学校の不登校率（年間30日以上）



【取組】

ア. 出雲市子ども・若者支援協議会の支援活動

福祉、保健・医療、教育、雇用、矯正・更生保護、青少年育成・支援の関係機関・団体が参画する「出雲市子ども・若者支援協議会」において、困難を抱える子ども・若者が就学、就職し、社会生活を円滑に営むための育成支援をします。

イ. 総合相談窓口の設置

子ども・若者の心配ごとや悩みごとの相談を受け付ける総合相談窓口「出雲市子ども・若者支援センター」では、専任の相談員が面接相談や訪問相談（アウトリーチ）を行っ

たり、支援員とともに就労体験やボランティア体験などの支援活動を行ったりなど、就学・就職に向けた取組を行います。

ウ. 不登校対策の充実

小中学校での不登校の児童生徒に対して、市内3か所に設置している適応指導教室（すずらん教室、光人塾、コスモス教室）において学習支援や集団適応指導支援を行い、学校復帰に向けた取組、また、ひきこもりがちな児童生徒に対し、不登校対策指導員による実態に応じたきめ細かい支援を行います。そして、思春期・青年期の若者の居場所「ぷらりねっと」において、安心して過ごせる居場所の確保に今後とも努めます。

エ. 就業相談・支援の充実

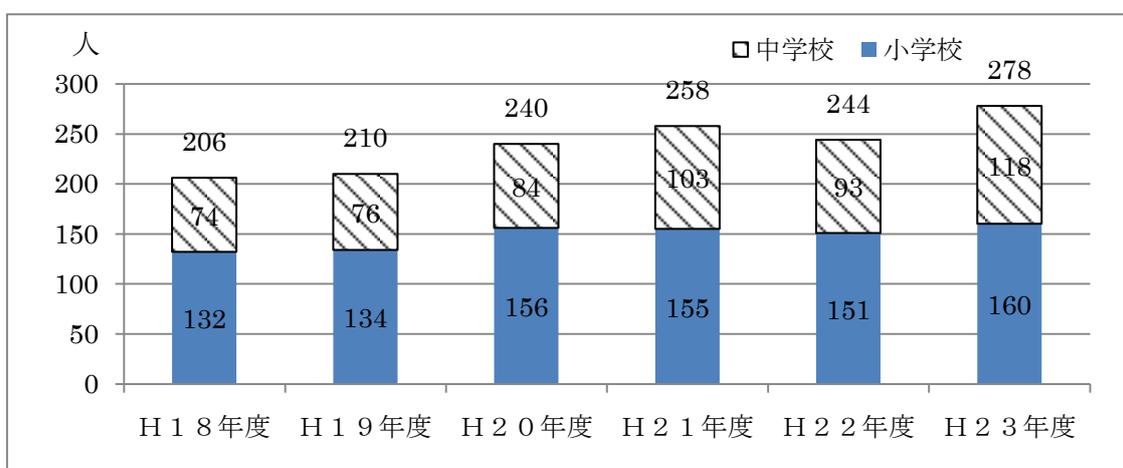
「出雲公共職業安定所」では、職業相談やキャリアコンサルティングを行い、就業を希望する若者に対し就業支援を行っています。また、「ジョブ・ステーション出雲」においても就職相談や職業紹介を行っています。

2) 障がい、発達障がいの子ども・若者の支援

障がい、発達障がいの早期発見に関しては、4か月、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健診を実施し早期対応に努めているところですが、発達障がいは、3歳から小学校就学までの間に発見できるケースが多いため、さらに、3歳から5歳の間での健診を行うことが望まれています。

障がいや発達障がいがある者が、障がいを受け入れ、安心して生活でき、そして個々が有する能力を発揮できるようにするために早期から相談し、支援を受けることが大切であり、本人や周囲の者が、障がいがある者の個性や特性を十分に理解することが大切です。そして、これらの子ども・若者が自立し、社会に参画することができるよう、福祉、保健及び医療、教育が連携した相談・支援体制の充実を図っていきます。

出雲市特別支援学級在籍児童生徒数の推移



【取組】

ア. 障がい、発達障がいの早期発見

障がい、発達障がいの早期発見については、乳幼児健診時に実施するなど対応に努めているところですが、それに加え、保育所での臨床心理士による巡回相談の実施や幼稚園での5歳児を対象に幼稚園児発達相談事業をモデル的に実施し、早期発見・対応に努めるとともに、今後の健診のあり方などを検討します。

イ. 障がい児（者）の相談支援の充実

障がい全般について、本人や保護者、介護を行う人、及び障がい福祉サービス提供事業所からの相談に応じ、相談支援事業所とともに相談支援を行います。また、個々の状況に応じたサービス等利用計画を作成します。

ウ. 出雲市障がい者自立支援協議会の支援活動

「出雲市障がい者自立支援協議会」では、障がいがある者の地域での自立と社会参加など生活の支援を促進していきます。また、第3期出雲市障がい福祉計画に基づき、障がい者福祉サービスのいっそうの充実を図ります。

エ. 就業支援

「出雲公共職業安定所」では、職業相談やキャリアコンサルティングを行い、就業を希望する障がい者に対して就業支援を行い、「島根県障がい者就業・生活支援センターリーフ」でも企業等に障がい者の就労のための働きかけを積極的に行っています。

「東部高等技術校」においては、企業等への委託訓練を行うとともに、知的障がい者を対象とした介護サービスの訓練を行っています。

3) その他の様々な困難を抱える子ども・若者の支援

経済的な困窮や問題行動、虐待等、現在の子ども・若者は、様々な困難を抱えています。その内容や深刻さなどは多種多様な要因から発生しているため、事象ごとの適切な対応が求められます。

そのため、困難の内容や一人一人が置かれている状況に応じ、関係機関等が連携し、きめ細かい対応・支援を行っていきます。また、子ども・若者自身の支援に加え、家族を含めた総合的な支援も行っていきます。

【取組】

ア. 経済的困窮者への支援

経済的理由により、小中学校への就学が困難な児童生徒のいる世帯については、学用品・給食費等を支給する就学援助事業を、高校や大学等へ進学するにあたっては「出雲市奨学事業」や「高野令一育英奨学事業」により奨学金を貸与する奨学事業を実施しています。また、生活扶助等での支援を行い、教育機会の均等化を図り、人材の育成にも努めます。

イ. 出雲市要保護児童対策地域協議会の支援活動

福祉、保健、教育等の関係機関で構成する「出雲市要保護児童対策地域協議会」では、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組み、適切な保護及び支援を実施するとともに児童虐待防止の広報・啓発活動や支援者等の人材育成を行っていきます。

ウ. 問題行動等への取組の推進

子ども・若者の問題行動の対策として、専任少年委員や各地区の主任少年委員、地区青少年育成協議会などを中心に、「深夜パトロール」や「地域パトロール」など地域での見守りを強化するなど、地域と一体となった取組の推進を図っていきます。

エ. 帰国子女、外国籍の者の支援

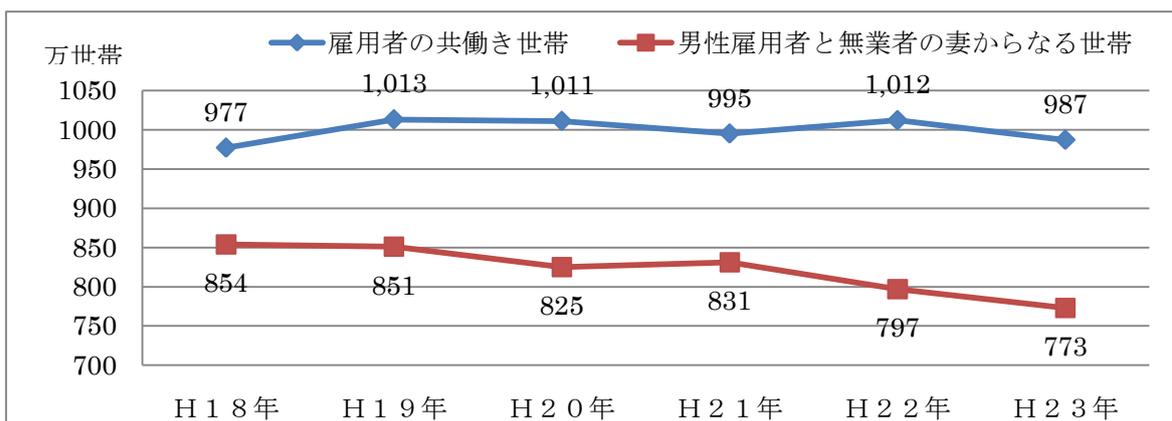
市内の小中学校に在籍する帰国子女・外国籍の児童生徒に対し、日本語指導のため島根県の児童生徒支援加配推進者に加え、市独自の日本語指導員を派遣し、日本語指導や学習支援を行い、児童生徒の進路の保障に努めます。

(2) 子ども・若者の健やかな成長に資する社会環境の充実

子ども・若者を取り巻く環境は、社会情勢とあいまって日々変化しており、子ども・若者が生活をしていく上でも多大な影響を及ぼしています。家庭、地域社会、事業者、行政は、より良い環境のもと、子ども・若者が健やかに成長していくよう互いに連携・協力し、取り組んでいく必要があります。

子どもたちは、大人の姿を見、行動を見ながら成長していきます。大人自身も意識改革するなどして、子ども・若者と正面から向き合いながら育成支援していくことが大切です。

共働き等世帯数の推移（全国）



(備考) 平成23年の世帯数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

なお、平成22年の岩手県、宮城県及び福島県を除いた結果は、「雇い主の共働き世帯数」は973万世帯、「男性雇用者と無業者の妻からなる世帯」は771万世帯

※総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

1) 家庭の役割

少子化・核家族化が進行するとともに、価値観の多様化や生活様式が変容するに伴い、保護者の子育て観や教育観が変わってきています。そして、家庭の養育力や教育力の低下が見られるようになっていきます。

しかしながら、子どもたちにとって家庭は、子どもたちの安らぎの場であるとともに、様々な経験や体験をする最初の場です。そのためにも、家族のふれあいの時間を持つたり、家族で地域活動に参加したりすることを通して、家族のつながりを深め、地域社会との交流を行うことが大切です。

一方、保護者は、核家族化の中で、子育ての悩みや不安からくる育児放棄などの状況に陥らないためにも地域の支援者等との交わりを大切にする必要があります、地域社会は、全体で家庭を支援していかなければなりません。

①家庭教育の推進

子どもたちの成長を期すためにも、保護者は愛情をもって接し、子どもの養育や家庭での教育の第一義的責任があることを自覚し、規範意識や生活習慣などを身につけさせなければなりません。

また、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、「食」が大切です。家族がそろって食卓を囲む機会が少なくなっているといわれています。家庭では、基本的な食習慣を身につけることや食を大切にすることを育てるとともに、家族でコミュニケーションをとりながらの食事をする中で、子どもたちの精神面の発達や安定に努めることが大切です。

【取組】

ア. 規範意識、生活習慣の指導

保護者は、子どもに規範意識や成長段階に合わせた生活習慣が身につくよう導くことが必要です。そのため、市では、成長段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

イ. 家庭でのコミュニケーションの確保

家族が一緒に過ごす時間の確保に努め、子どもたちと向き合い、意見などを聴くなど互いに理解しあうようコミュニケーションをする時間を確保しながら、子どもの育ちを支援していきましょう。

ウ. 自主性や責任感の育成

保護者は、子どもを家族の一員として、家庭における役割を担わせ達成させることにより、自覚と意欲、責任感を持つよう育成しましょう。

エ. 食育の推進

家庭では、食育講座等に参加するなどして、子どもの健康な身体や豊かな人間性の育成のために、望ましい食習慣を身につけさせる取組を行っていきましょう。

②地域社会との交流

少子化、核家族化するなかで、子育てに不安感を持つ保護者もいます。地域社会の中では、多様な人材が保護者への子育て支援や子どもを対象とした体験活動等、健やかな育成のための活動を行っています。

そうした地域活動に家族で参加し、地域の人たちとの交流を図りながら、大人も子どもも地域社会の一員としての自覚を持ち、共に支えあうことを学ぶことが大切です。子どもは、多くの人とのつながりや出会いのなかで成長すること、人は周りの多くの人とのかかわりの中で成長していくことを実感することが大切です。

【取組】

ア. 地域活動への参画の推進

各地域では、子どもを対象とした多種多様な企画・活動が行われています。家庭では、子どもたちに地域活動に積極的に参画させ、多様な出会いや体験・経験を積み、子どもたちの成長や意欲の醸成に取り組みましょう。

イ. 地域社会との交流の推進

地域社会の一員としての自覚と相互協力を推進していくことは大切です。家族で地域活動に積極的に参加し、人との交流・ふれあい、集団生活の体験をすることの大切さを教えていきましょう。

ウ. 自立と自己表現の育成

集団での活動の中で子どもたちは成長していきます。様々な活動・経験を積むことで子どもたちは自立し、自己表現の方法などを学んでいきます。家庭でできないことを地域の支援のもとで体験させ、育成するようにしていきましょう。

③行政サービスの活用

共働き・核家族化の進行やひとり親家庭が増加するなか、家庭の教育力の低下や子育てへの不安を原因とする育児放棄（ネグレクト）や虐待等が懸念されます。

子どもたちは地域社会のかけがえのない「たからもの」です。地域社会の子育てサークルや子育て支援センターでは、家庭支援や訪問活動等を行い子どもたちを見守っています。また、保健師や助産師による乳幼児期の家庭訪問や健康相談なども行っています。一人で悩まず、家族で悩まず、地域社会の協力を得ながら養育することも必要です。家庭は、支援機関や地域社会と連携・協力し、共に子どもたちを育成し、より良い家庭を築いていかなければなりません。

【取組】

ア. 様々な支援機関との連携・協力

行政や地域社会では、乳幼児期の家庭訪問や健康相談、地域の交流の場としての子育てサークルや在宅の親子に遊びの場の提供や子育て相談の場の子育て支援センターなどによる支援の活動が行われています。こうした事業と連携・協力し、子どものより良い

成長に努めるとともに、保護者や家族も成長するような取組を行いましょう。

イ. 子育て・育成の推進

子育てサポーターや主任児童委員、また、保健師等の支援を有効に活用しながら、子どもたちの成長を第一に考えた育成に努めましょう。

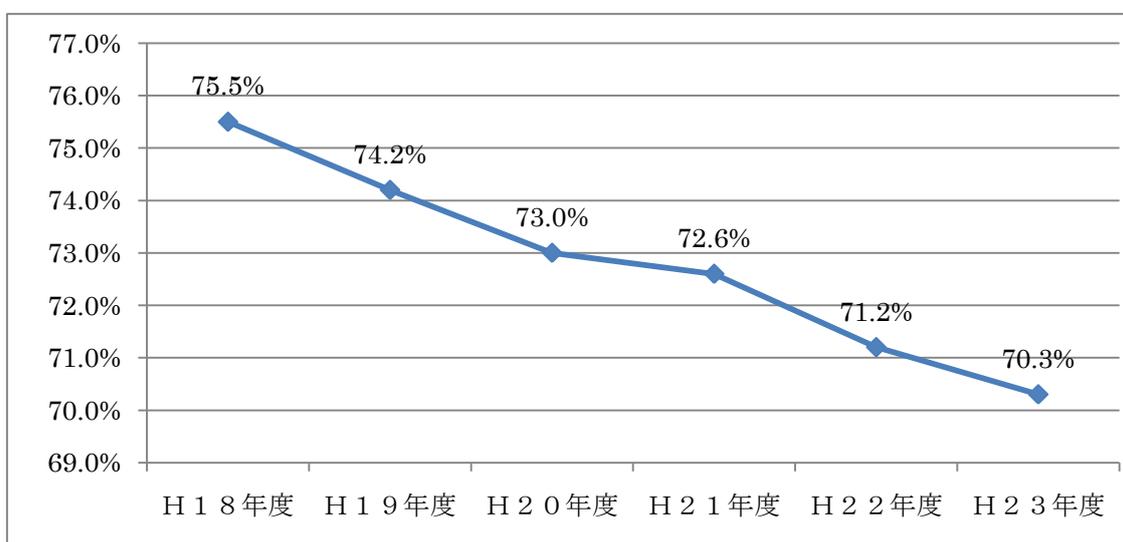
2) 地域社会の役割

社会環境や生活形態の変化により、自治会加入率が低下するなど地域社会における協働意識が希薄になり、自治会活動などに対し無関心、無参画の状況が多く見られるようになってきています。一方では、地域で子どもたちを指導・育成する人が減り、特定の人に役割が固定化するなどの課題が生じています。

しかしながら、子ども・若者を育成するうえで大人たちは、地域のおじさん、おばさん、おにいさん、おねえさんとして、子どもや若者のよき理解者、協力者として、また、子どもたちは「地域のたからもの」、子どもたちは「地域で育む」という意識をもって地域全体で取り組むことが大切です。

また、地域では、見守り、育てる活動が地区青少年ネットワークや青少年育成協議会などにより地域を挙げて取り組まれています。こうした活動に親世代や若年層も積極的に参画し、子どもたちの育ちを支援していきましょう。

出雲市の町内会加入率の推移



①子どもたちの参画による地域活動の実施

地域では、子どもたちを対象とした文化・スポーツ活動やボランティア、伝統行事など様々な行事・事業を実施し、子どもたちの交流や体験を支援しています。

近年、体験不足が指摘され、他者との交流をうまく図ることのできない子どもが増加

する傾向にあります。こうしたことから、多種多様な活動の企画をすることは子どもたちが幅広い知識や経験を習得するうえで大変良いことですが、子どもたち自身の自主性ややる気を醸成するには、子どもたちが企画の段階から参画し、自らの事業としてやり遂げた充実感や達成感を感じさせるように導いていくことも大切です。こうした様々な活動や人との交流を通じて、子どもたちは地域に愛着を持つようになります。

【取組】

ア. 地域活動の活性化の推進

地域では、自主企画事業や放課後子ども教室、また、青少年ネットワーク事業などを活用し、各種スポーツ・文化・伝統行事等の活動が行われています。そうした取組に加え、子どもたちが自ら企画・運営する活動を推進し、自主性や意欲の醸成、実施後の達成感を持つような取組をしていきましょう。

イ. 異年齢間交流の促進

現在、子どもたちの間では異年齢間の活動や遊びが少なくなっています。市では、青少年ネットワーク事業により子ども会活動の推進や子どもサポーターの育成を行い、異年齢間の交流の推進を図っています。異年齢間の活動の活性化や大人との交流を推進し、幅広い人格形成に努めましょう。

②地域で子どもたちを見守り、育成する活動の推進

地域では、ネットワークを構築し、体験活動の支援や登下校の見守り活動など、子どもたちが安全で安心して過ごせるよう取組を行っています。また、子どもたちが交通事故や犯罪に遭いにくいまちになるよう地域が一体となり活動を行っています。

就労形態の変化に伴い、子どもたちを放課後などに世話ができない家庭の支援のため、地域が主体となり「地域で子どもたちを育む」ことを基本に子どもたちの居場所づくり活動など、子どもたちが安全で安心して生活できるような支援が今後とも重要になってきています。

【取組】

ア. 地域における育成計画の策定

地域では、子どもの育成、活動を支援する各種団体が連携する地区青少年ネットワークを中心に、地域の特色を生かした子どもの育成や活動の支援が行われています。こうした地域での子どもの育成や子育て家族を支援する方針を示した地域の育成計画を策定し、計画的に子どもの育成に努めましょう。

イ. 地域における育成支援者の養成

地域での子どもの指導・育成者が高齢化し減員していますが、地域で子どもを守り育てる活動は今後いっそう重要となります。若年層や保護者世代が地域活動に参画し、育成支援する体制の充実を図り、多くの年代各層が地域で活動を行えるよう養成・研修に努めましょう。

ウ. 安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちの登下校の安全を確保するため、地域では見守り活動が行われ、また、主任少年委員や地区青少年育成協議会等により、パトロール活動が実施されています。地域全体でこうした取組を行いながら子ども・若者が安全で安心して活動できるまちづくりに努めましょう。

エ. 育成環境の整備

子どもの安全・安心と子育て・子育て支援として地域で取り組んでいる「放課後子どもプラン」における放課後子ども教室の開催地域の拡大及び活動内容の充実や児童クラブの充実など地域で支える育成環境の充実を推進するとともに、市ではこれを支援していきます。

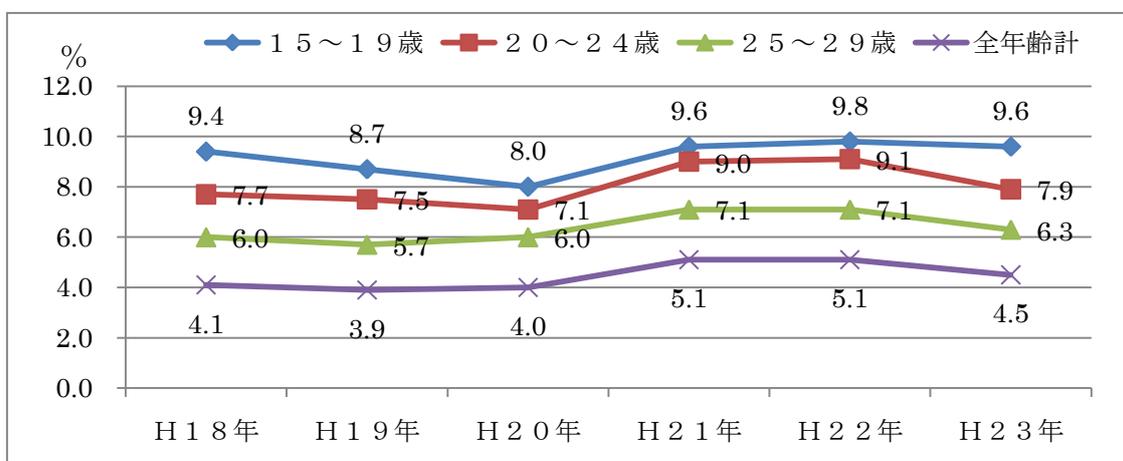
3) 事業者の役割

社会情勢や経済状況の急激な変化の中、若者たちの就業率は低下しています。特に若年層の失業率は、労働人口の完全失業率4.5%に比べ、15歳～19歳では9.6%、20歳～24歳は7.9%、25歳～29歳が6.3%と高くなっています。若者たちは働き場がなく、無業者や非正規雇用者となるなど、将来の生活に不安を抱えています。

事業者には、トライアル雇用の制度などを活用するなど、若年層のいっそうの雇用の促進を図ることが求められます。そして、若者が充実した職業生活を営み、社会を支える職業人、社会人として成長するよう促すことが大切です。

また、事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や次世代育成計画のもと、従業員の一人一人は一方では家庭人であることを再認識し、子育てと仕事の両立や地域活動に参画できるような職場づくりに努める必要があります。そして、子ども・若者がより良い職業人・社会人として自立していけるよう、事業者の立場での支援・協力が必要です。

若年失業率の推移（全国）



※総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

①ワーク・ライフ・バランスの実現

「仕事と生活の調和が実現した社会」に必要とされる条件として、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つが規定されています。

若者が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるようにするための就業機会の確保や豊かな生活が過ごせるような時間を確保できる職場環境の整備を図るとともに、共働き世帯が多いなか、子育て世代への支援や地域での活動に参画できるような取組など社会的基盤づくりを積極的に進めていきましょう。

【取組】

ア. 就業の支援・人材育成の推進

事業者は、学校等と連携を取りながら、若者が生徒・学生から社会人・職業人として不安なくスムーズに移行していけること、また、職業人として自己の能力を発揮できる職場環境整備や能力開発の研修の充実などを通して人材育成に努めましょう。

イ. 子育て環境の充実

事業者は、従業員が保護者として授業参観への出席や学校行事への参加など、自らが子育てや子どもの教育ができるような職場の環境づくりに努めましょう。

ウ. 地域活動への積極的参画の支援

従業員が地域の住民として、地域活動に参画し、また、子どもの育成・支援に積極的に関われる職場の風土づくりをしましょう。そして、事業場全体での地域活動への参加を推進しましょう。

②事業者としての地域貢献

事業者には地域に開かれた事業場として、就労体験や職場見学などの協力や地域社会の活動へのいっそうの貢献が求められます。また、事業者が有する各種施設などを社会教育の場として提供するなど、子ども・若者の育成支援に事業者として積極的に関わっていくことも大切です。

【取組】

ア. 教育活動等への支援

事業場では、子ども・若者の就労体験や職場見学、インターシップの受入などキャリア教育の推進などの協力がされているところですが、更に、勤労観、職業観を育てる教育活動の支援に努めましょう。

イ. 困難を抱える若者の支援

困難を抱える若者のための就労体験活動の支援や社会性を養うための活動支援などを更に充実するとともに、ニートの若者や若年失業者等を受け入れる組織づくりをしましょう。

ウ. 体験活動への支援

子ども・若者の体験活動の支援の一環として、事業者が所有する各種技術等をいかしたものづくり教室を開催するなど体験の場の提供に努めましょう。

エ. 所有施設の開放

事業者が所有する各種施設を子ども・若者の活動の場として開放し、積極的に子ども・若者の活動を支援しましょう。

4) 市の役割

子ども・若者を取り巻く環境が時代の流れとともに大きく変る中で、行政に課せられる責務も変化してきています。行政では、乳幼児期から、学童期、思春期前期を中心に子育て支援や育成支援の事業を実施しています。しかしながら、行政だけの取組では十分とはいかず、地域住民や事業者等との協働により、広い視野のもとで幅広く活動をしていくことが大切となっています。

学校においては、家庭の教育力が低下する現状において、学校に対し家庭教育を含んだ子どもの育成に関する依存度が高まり、これの対応等で教員は多忙な状況となり、子どもたちと向き合う時間が減少しているところです。

学校教育では、知識、技能、学習意欲等の確かな学力を身に付けるような取組、豊かな人間性を育成していく取組、たくましく生きるための体力の増強や健康保持の取組を行うことが大切です。そして、子どもたち一人一人へのきめ細かな教育サービスの充実と、地域社会や家庭から信頼される学校、地域に開かれた学校づくりが重要であり、地域学校運営理事会や学校支援地域本部事業など地域社会と協働した各種の取組が今後とも必要になっています。

一方、社会環境が大きく変化する中で、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等困難を抱える子ども・若者が増加しており、相談、育成、支援体制の充実を図りながら、社会生活を円滑に営むことができるように支援していきます。

①総合的な育成支援

【取組】

ア. 子育て・家庭教育の支援

家庭や地域社会の教育力の低下が問われる中、乳幼児期の家庭訪問、子どもや保護者の育児相談などの子育て支援事業、また、家庭における食育の推進など家庭教育の支援の充実を図る取組を推進します。

イ. 体験・活動の支援

文化・スポーツ活動や伝統行事など地域では多彩な体験・交流活動が行われています。こうした活動等に対して積極的に支援するとともに、市主体の事業も行っていきます。こうした取組を通して、子どもたちの体験・経験不足の解消に努めます。

ウ. 自主性を育む取組の推進

子ども・若者が自ら主体的に活動する舞台づくりや子ども議会等の開催など、意見を

表明できる機会の確保に努めるとともに、リーダー養成の取組を検討するなど体験活動内容や活動の場の充実を図ります。

エ. ワーク・ライフ・バランスの推進

親と子のふれあいの時間、コミュニケーションの時間等の充実が図られるよう、事業者等にワーク・ライフ・バランスの推進や次世代育成の取組の周知に努めます。

オ. 子どもウィークの実施

子ども・若者の育成にかかる大人の役割の大切さを認識するため、家庭や地域社会の中では子ども・若者とふれあいを持つこと、また、事業者や行政は子育てと仕事の両立ができる環境や雰囲気促進していくことを目的に「子どもウィーク」を実施します。この「子どもウィーク」においては、親子のふれあいを推進する事業や子ども議会など子ども・若者が意見を表明する場の設定及びウィークの啓発の取組を行います。

②学校教育の充実

【取組】

ア. 地域に開かれ信頼される学校づくり

家庭・地域社会・学校が協働した教育体制を推進するため、地域住民や保護者等が学校運営や学校評価に関わるなど、学校教育に参画する地域学校運営理事会の充実を図り、「中1ギャップ」の解消など小中学校の一貫した学習指導の実践、生活指導の実践など「地域に開かれ信頼される学校づくり」を推し進めます。

イ. 一人一人に生きる力を育む教育

すべての児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図り、一人一人の個性と能力を伸ばし、心豊かでたくましい子どもを育成するため、学力の向上推進や豊かな心、たくましく生きるための健康や体力を育む教育の推進、また、出雲科学館における理科教育の充実を通して「一人一人に生きる力を育む教育」を推進していきます。

ウ. 一人一人を大切にせる教育

6月、7月及び11月を「生命（いのち）を考える教育」の集中月間として、生命の尊さや人権を尊重する意識の高揚に努めたり、フレンドシップ事業や不登校対策の取組等児童生徒支援体制の充実を図ったりするなど「一人一人を大切にせる教育」の推進を図ります。

エ. 義務教育の充実

道徳教育や様々な体験学習、読書活動を推進し、児童生徒の「心の教育」の充実を図るとともに、学力調査事業を通じた「確かな学力」の定着と向上に努め、外国語活動の充実を図り、児童生徒一人一人の適性や資質を大切にせる教育を推進します。

オ. 幼児教育の充実

子どもの成長の変化に対応した幼児教育の充実をするとともに、家庭や地域社会との連携や保幼小一貫教育の推進を図り、教育の継続性を踏まえた特色と魅力ある幼児教育

の推進に努めます。

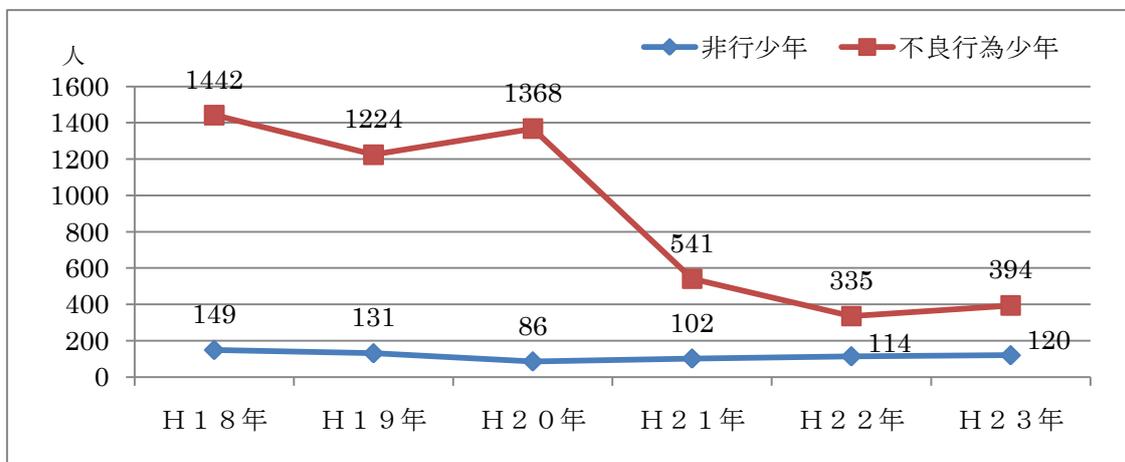
(3) 子ども・若者の非行対策・被害予防の取組

経済不況、社会情勢の変化、情報の氾濫等、現在の生活環境は目まぐるしく変化しています。マスメディアやインターネットの進展により、リアルタイムで情報が伝達される時代において、日々報道される事件・事故には、子ども・若者が被害者になり、また、加害者になる事象も多く見られます。

近年、出雲市内で子ども・若者が加害者になった重大事件が発生しました。普段の生活態度から見れば、ごく普通の子どもの若者が何かのきっかけで突然に犯罪を引き起こしてしまいます。一方、平成23年の出雲警察署管内の少年補導状況は、非行少年120人、不良行為少年394人であり、非行少年、不良行為少年とも増加しています。非行少年では、小学生の補導が大きく減少したものの、中学生の補導人員が大幅に増加しています。

子ども・若者に非行・犯罪を起こさせない、また、犯罪被害に遭わないために家庭・地域社会・行政・学校は見守り、支援し、安全で安心なまちづくりを推進していくことが大切です。

非行少年及び不良行為少年の補導状況（出雲警察署管内）



※非行少年；犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう

※不良行為少年；非行少年ではないが、飲酒、喫煙等を行って補導された20歳未満の者

1) 非行防止と犯罪予防

子ども・若者が非行にいたる要因としては、家庭環境や学校生活の問題、また、友人関係であったりと千差万別です。一方では、心の豊かさや他者への思いやりの心が失われつつある現代社会の状況、社会全体の規範意識の低下や子どもに対する無関心など社会の風潮の問題もあります。

様々な要因が重なり合い非行・犯罪にいたる子ども・若者の苦渋を解消し、子ども・若者の夢や希望がかなえられる光り輝く未来に導くため、家庭や地域社会、行政・学校は、それぞれの立場で役割を果たし、且つ連携し、環境の改善や支援の強化、相談体制の充実を図りながら、非行防止・犯罪予防に向けた取組を行っていくことが大切です。

【取組】

ア. 家庭が取り組むこと

子ども・若者の行動・考えを理解するには、家庭でのふれあいの時間・コミュニケーションの時間を確保することは大切なことです。積極的に子ども・若者と会話する時間を設け、意思疎通に努め、そして、子どもや若者のしつけや教育は、家族みんなで行うなど連携をとりましょう。また、心配ごとや悩みごとは、出雲市子ども・若者支援センター等の機関に相談しましょう。

イ. 地域社会が取り組むこと

日ごろから、声かけや見守り活動、地域活動などを通じて子ども・若者と接し、つながりを持ち、交流の輪を広げましょう。そして、不良行為に対しては、見て見ぬ振りをせず、しっかりと注意・指導をし、困りごとなどには相談にのりましょう。また、非行・犯罪からの立ち直りを支援し、温かく見守っていきましょう。

ウ. 行政・学校が取り組むこと

学校では、不良行為等を未然に防止するため、日々児童生徒一人一人の行動や内面の変化の観察に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーと連携し児童生徒の心配ごとや悩みごとの相談に積極的に対応していきます。また、家庭訪問の実施や保護者面談等を通し、家庭と学校の連携を密にしていきます。

2) 安全・安心な社会環境の整備

24時間型社会への進展は、住民生活に利便性をもたらしていますが、一方では、子ども・若者の深夜徘徊等問題行動や非行行為を誘引するとともに、子ども・若者が犯罪被害に巻き込まれる要因の一つともなります。

家庭、地域社会、学校など互いの関わりが希薄化しつつある現状の中で、子ども・若者が安全で安心して活動し、成長していけるような環境整備が必要です。そのためにも、家庭と学校、学校と地域、地域と家庭など、それぞれが深いつながりを持って連携し、見守り、育成していくことこそが社会全体の使命に外なりません。子ども・若者が犯罪被害に遭わないようにするためにも、子どもたちの登下校の見守り活動や防犯灯の設置、活動場所の安全確保を行うことが大切です。

また、子ども・若者自身が犯罪の被害等に対処するための備え、対応方法を身につけるため防犯意識を高める防犯教室等の活動をさらに推進することが大切です。一方、児童虐待等子どもたちの福祉を害する行為の排除への取組の徹底も必要です。

【取組】

ア. 子ども・若者の生活の安全対策

地域全体で子ども・若者の安全を守るため、少年委員による街頭パトロールの活動や深夜パトロールの実施などの見守りの強化、子ども110番の家の推進、防犯灯の設置等を行っています。また、子ども安全センターにおいて、学校等での防犯教室等を開催し、子どもたちの防犯意識を高める活動の充実を図っていきます。

イ. 通学路及び施設の安全対策

通学路の安全確保を図るとともに、子ども・若者が安全で安心して利活用できるように各種施設の点検として、公園遊具では毎日の点検及び年1回の専門家の点検、また、学校遊具では学校現場においての点検を実施しています。施設安全基準の見直しに伴い、随時遊具の更新、改修を行っています。

ウ. 情報教育の充実

子ども・若者がインターネット被害など各種トラブルに巻き込まれないように、携帯電話、インターネット等の適切な活用に向けた情報モラル指導の充実を図ります。

(4) 子ども・若者の支援体制

出雲市では、「子ども・若者育成支援推進法」の規定に基づき、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等困難を抱える子ども・若者の各種問題に対処するため、「福祉」「保健・医療」「教育」「雇用」「矯正・更生保護」「青少年育成・支援」の各分野の機関・団体の参画のもと、平成23年1月「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置し、幅広い分野の見識を融合し、育成支援する体制を構築しました。また、同年4月には、これまで子どもの相談業務を中心に行っていた「出雲市子ども支援センター」に若者の支援業務を加え、子ども・若者の総合相談窓口としての「出雲市子ども・若者支援センター」を設置しました。

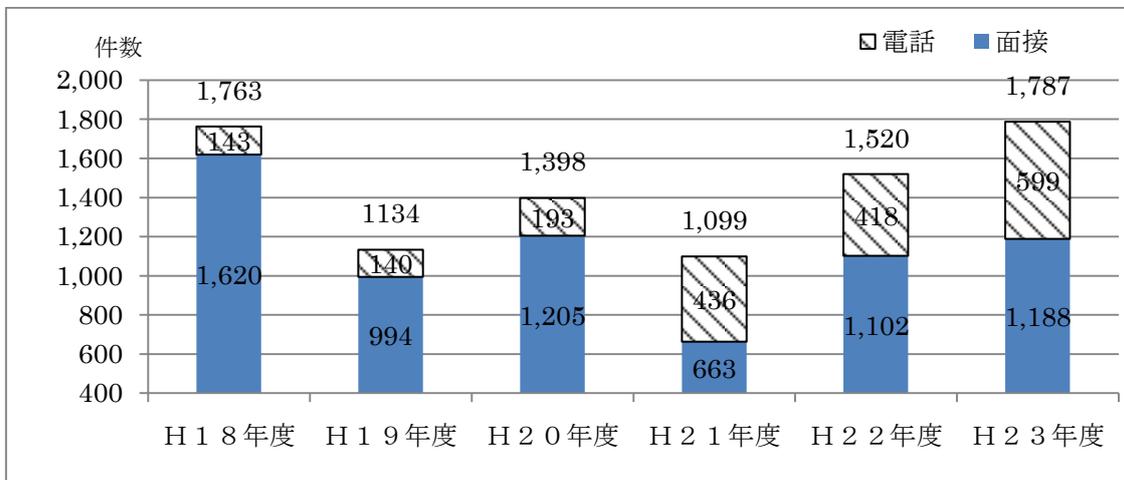
児童虐待等については「出雲市要保護児童対策地域協議会」が児童相談所や学校等と連携しながら虐待防止の取組を精力的に行っています。一方、近年増加傾向が顕著な障がい児（者）の支援は「出雲市障がい者自立支援協議会」において、障がいのある者の支援を行うため、ネットワークを組み具体的な施策や相談にあたっているところです。

小中学校においては、長期欠席し、不登校となる児童生徒数が依然として高い状況にあります。市教育委員会では、不登校対策指導員を配置し、きめ細かい支援を行うとともに、適応指導教室において、不登校児童生徒の支援や対策を行っています。今後とも、そうした各種支援の取組を広く周知していく必要があります。

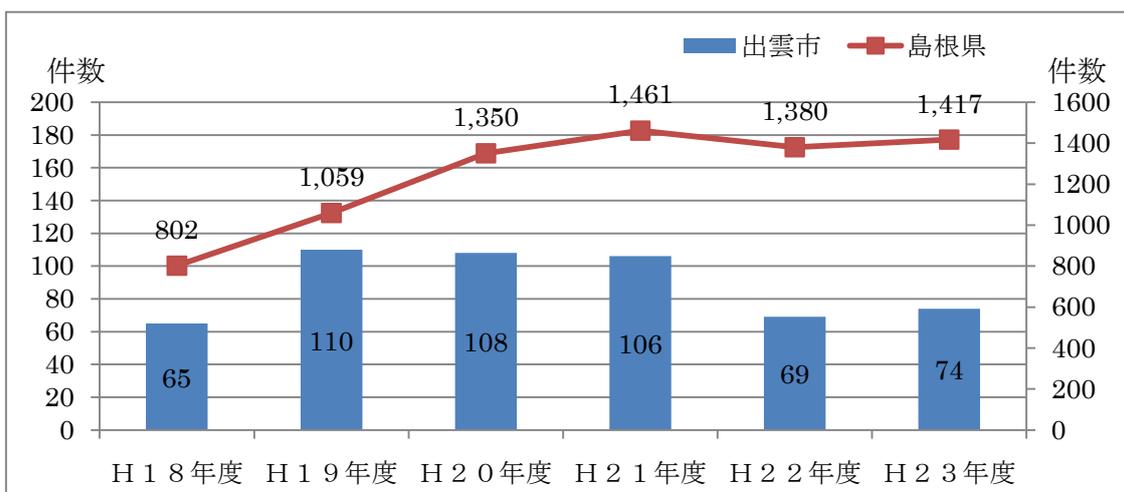
しかしながら、様々な困難や心配ごと、悩みごとなどを抱える子ども・若者の把握から立ち直りまでの支援を行政だけで全て行うことは難しい状況にあります。児童虐待に関する通告義務など、地域にあってこそ、その実態がわかるものもあります。個々の状況に応じた対応が求められる中、多くの市民、事業者、団体の幅広い見識と協力をも

って支援する体制を作ることが大切となっています。

子ども支援センター（現；子ども・若者支援センター）相談数の推移



養護相談数の推移



※養護相談；保護者の死亡、家出、疾病、虐待などにより、子どもが家庭で養育できない相談

1) 行政（市）の取組

ア. 相談・支援ネットワークの充実

困難を抱える子ども・若者に対し、社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うため、出雲市子ども・若者支援協議会の構成機関・団体をはじめ各種機関が連携協力して支援する体制の充実に努めます。

イ. 支援者等の充実

様々な困難の解決に向け、市民・事業者・各種団体が連携して支援する体制の充実に努めるとともに、支援者の支援に関する知識や研修などを通じ資質向上を図ります。また、

広く市民に実態や対策等を知ってもらうため講演会の開催を行います。

ウ. 相談・支援機関の周知

県や市では、様々な心配ごと、悩みごと等に対応する各種機関・窓口を設置しています。これらを広報紙やパンフレット、また、各種媒体を活用し、周知を図っていきます。

２）行政以外の取組

ア. 支えあう社会の構築

市民、事業者、各種団体等は、困難を抱える子ども・若者やその家族の理解に努め、困難等を抱える人たちに積極的に関わり、立ち直りの支援の輪を広げていきます。そうした困難を抱える者をみんなで支える社会の構築を目指します。

資 料

| | |
|---------------------------------|----|
| 子ども・若者育成支援推進法・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| 出雲市子ども・若者支援協議会設置要綱・・・・・・・・ | 34 |
| 出雲市子ども・若者支援センターの設置及び運営に関する規則・・・ | 37 |

子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年七月八日法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号

に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づき出雲市子ども・若者支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者(以下「困難を有する子ども・若者」という。)の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 困難を有する子ども・若者の支援に関する広報、研修活動等に関すること。
- (4) その他前条の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる機関及び団体等(以下「関係機関等」という。)から選出された者(以下「委員」という。)をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

2 協議会に会長を置き、出雲市教育委員会教育長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 困難を有する子ども・若者の支援に必要な関係機関等の連携に関すること。
- (2) 協議会の年間活動の方針及び評価に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

(実務者会議)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌させるため、実務者会議を置く。

- (1) 困難を有する子ども・若者への支援状況の進行管理に関すること。
- (2) 協議会への報告事項の協議に関すること。

2 実務者会議は、別表第 2 に掲げる関係機関等の担当者をもって構成する。

3 実務者会議は、第 7 条に規定する子ども・若者支援調整機関が必要に応じて招集し、これを担当する。

(個別ケース検討会議)

第 6 条 協議会は、困難を有する子ども・若者の個々の具体的な支援を行うに当たり、次に掲げる事項を所掌させるため、個別ケース検討会議を置く。

- (1) 困難を有する子ども・若者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
 - (2) 困難を有する子ども・若者に対する支援方法及び関係機関等の役割分担の決定に関すること。
 - (3) 困難を有する子ども・若者に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
 - (4) その他困難を有する子ども・若者に必要な支援に関すること。
- 2 個別ケース検討会議は、個々の事案ごとに、当該支援に関係する関係機関等の担当者をもって構成する。
 - 3 個別ケース検討会議は、必要があると認めるときは、関係機関等の者以外の者に対し、会議への出席を求めて意見を徴することができる。その際、求めに応じて出席した者に対し、個別ケース検討会議の協議過程において知り得た情報を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。
 - 4 個別ケース検討会議は、次条に規定する子ども・若者支援調整機関が必要に応じて招集し、これを担当する。

(子ども・若者支援調整機関)

第7条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関に、出雲市教育委員会教育部青少年育成課を指定する。

2 子ども・若者支援調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 支援の実施状況の進行管理に関すること。
- (3) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員、実務者会議若しくは個別ケース検討会議の構成員若しくは子ども・若者支援調整機関の職員又はこれらの職にあった者は、法第24条の規定により、その業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(協力要請等)

第9条 協議会は、必要あると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 区分 | 機関及び団体等 |
|----------|---|
| 福祉 | 島根県出雲児童相談所 出雲市民生委員児童委員協議会 出雲市健康福祉部子育て支援課 出雲市健康福祉部福祉推進課 |
| 保健・医療 | 島根県出雲保健所 島根県立こころの医療センター 島根大学医学部附属病院 出雲市健康福祉部健康増進課 |
| 教育 | 島根県立宍道高等学校 出雲市教育委員会教育部学校教育課 出雲地区高等学校生徒指導協議会 出雲市中学校長会 |
| 雇用 | 出雲公共職業安定所 島根県立東部高等技術校 出雲総合雇用情報センター (出雲市産業観光部産業振興課) |
| 矯正・更生保護 | 松江地方法務局出雲支局 少年サポートセンター出雲分室 出雲地区保護司会 |
| 青少年育成・支援 | 出雲市子ども・若者支援センター |

別表第2(第5条関係)

| 区分 | 機関及び団体等 |
|----------|---------------------------------|
| 福祉 | 島根県出雲児童相談所 |
| 保健・医療 | 島根県出雲保健所 出雲市健康福祉部健康増進課 |
| 教育 | 出雲市教育委員会教育部学校教育課 |
| 雇用 | 出雲総合雇用情報センター (出雲市産業観光部産業振興課) |
| 矯正・更生保護 | 少年サポートセンター出雲分室 |
| 青少年育成・支援 | 出雲市子ども・若者支援センター |

出雲市子ども・若者支援センターの設置及び運営に関する規則

(平成 23 年出雲市規則第 22 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)第 13 条の規定に基づき設置する出雲市子ども・若者支援センター(以下「支援センター」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 支援センターは、出雲市今市町北本町一丁目 7 番地(出雲勤労青少年ホーム内)に置く

(業務)

第 3 条 支援センターにおいては、次の各号の業務を行う。

- (1) 子ども・若者の相談に関すること。
- (2) 子ども・若者に必要な支援に関すること。
- (3) 少年委員と連携し、子ども・若者の街頭指導を行うこと。
- (4) 子ども・若者の指導に関し地域との情報交換に関すること。
- (5) 子ども・若者に有害な影響を与える環境の浄化に関すること。
- (6) 子ども・若者育成支援に関する他の機関及び団体との連絡及び協力に関すること。
- (7) 子ども・若者問題の調査に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(職員)

第 4 条 支援センターに次の職員を置き、市長が任命する。

- (1) 所長
- (2) 相談員

2 前項のほか、市長が必要があると認めたときは、その他の職員を置くことができる。

(支援センターの運営)

第 5 条 支援センターの運営に係る協議は、出雲市子ども・若者支援協議会設置要綱(平成 23 年出雲市告示第 11 号)で設置した出雲市子ども・若者支援協議会において行う。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(出雲市子ども支援センターの設置及び運営に関する規則の廃止)

2 出雲市子ども支援センターの設置及び運営に関する規則(平成 17 年出雲市規則第 241 号)は、廃止する。

出雲市子ども・若者ビジョン

(平成24年(2012)10月1日策定)

編集 ; 出雲市教育委員会教育部青少年育成課

住所 ; 〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地

電話 ; 0853-21-6297

Fax ; 0853-21-6299